

【新型コロナウイルスに係るインドネシア入国管理局事務所の窓口時間制限】

令和 2 年 3 月 24 日(総 20 第 34 号)
在デンパサール日本国総領事館

●3月23日付インドネシア法務人権省入国管理総局発の内部通達により、各地域の入管事務所の窓口時間の短縮及び関係各種業務対応の制限が見込まれます。暫定一時滞在許可(KITAS)更新等各種手続は時間に余裕をもって行うことをお勧めします。

1 インドネシア法務人権省入国管理総局は全国の入管事務所に対し、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ取組の一環として、パスポート関連サービス業務を制限するよう指示する通達を3月23日付で発出しました。

2 本通達により、各地域の入管事務所の窓口時間及び関係各種業務の対応が制限されることが見込まれますので、暫定一時滞在許可(KITAS)更新等各種手続は余裕をもって行うことをお勧めします。なお、窓口時間は基本的に午前 8 時から正午までですが、入国管理事務所毎に窓口時間と取扱業務が異なる可能性がありますので、事前に管轄の入国管理事務所にご確認ください。